

6 文科教第 8 5 4 号
令和 6 年 7 月 29 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の 殿
認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各国公立大学法人学長

文部科学省総合教育政策局長

茂 里 毅

令和 6 年度全国学力・学習状況調査の結果公表及び調査結果の
活用や取扱いについて（通知）

令和 6 年度全国学力・学習状況調査（以下「令和 6 年度調査」という。）の結果については、「令和 6 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（令和 5 年 12 月 21 日文部科学事務次官決定。以下「令和 6 年度調査実施要領」という。）に基づき、本日、下記のとおり公表しましたので、お知らせいたします。

調査結果は、各教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人、学校設置会社及び学校（以下「各教育委員会、学校等」という。）において十分に活用し、教育施策の成果と課題の検証・改善や学校における学習指導の改善等に役立てていただくことが重要です。一方、調査結果については、令和 6 年度調査実施要領に基づき、適切に取り扱っていただく必要があります。調査結果の活用や取扱いに関する留意事項等は下記のとおりですので、各教育委員会、学校等におかれては、下記に御留意の上、適切な対応をお願いいたします。

都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては関係する所管の学校に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人学長におかれては関係する附属学校に対して、本通知の内容について指導、助言及び周知をお願いいたします。都道府県知事におかれては関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本通知の内容について十分周知をお願いいたします。

記

1. 令和6年度調査の結果公表について

(1) 公表内容について

令和6年度調査の結果に関する以下の資料を、国立教育政策研究所のホームページ (<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/zenkokugakuryoku.html>) に公開していること。

- ・結果（概要）
- ・結果（概要）のポイント（本通知の別添1）
- ・報告書（小学校国語、小学校算数、中学校国語、中学校数学、質問調査）

URL:<https://www.nier.go.jp/24chousakekkahoukoku/>

- ・実施概況・実施概況補助資料

URL:<https://www.nier.go.jp/24chousakekkahoukoku/factsheet/prefecture-City.html>

- ・その他調査結果資料

(2) 調査結果の概要（別添1）

①教科調査の結果

国語では、多くの児童生徒が取り組めている記述問題もあるが、事実と感想、意見とを区別するなど自分の考えを伝えるために書き表し方を工夫することなどに課題が見られたこと。

算数・数学では、図形や一次関数などの基礎的・基本的な知識・技能は身に付いているが、例えば、「データの活用」領域の問題では、データの分布状況の傾向を捉え、判断した理由を数学的な表現を用いて説明することなどに課題が見られたこと。

②質問調査の結果

学校及び児童生徒に対する質問調査の結果から、

- ・個別最適な学びと協働的な学びの両方に取り組んでいる児童生徒の方が、各教科の正答率が高く、授業の理解度や自己有用感等も高い
 - ・児童生徒の ICT 機器活用の効力感が高く、また、効力感を感じている児童生徒ほど、自己有用感、幸福感等も高い
- ことなどが明らかになったこと。

③文部科学省の主な取組

調査結果を踏まえて文部科学省で実施する主な取組は、別添1の p.6 のとおりであること。

2. 調査結果の活用及び取扱いについて

(1) 調査結果の活用

各教育委員会、学校等においては、令和6年度調査実施要領5.（4）に基づき、調査結果を十分活用して、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することによって、

教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること。また、学校における学習指導の充実や学習状況の改善に役立てることが重要であること。

なお、調査結果の分析にあたっては、教科調査の平均正答数、平均正答率のみならず、個々の問題や領域等に着目して学習指導上の課題を把握・分析したり、学習指導要領の趣旨を踏まえた取組、ICT 機器の活用、挑戦心・自己有用感・幸福感等に係る質問調査の結果と合わせて総合的に分析、評価したりすることを通じて、児童生徒一人一人の学習改善や学習意欲の向上につなげることも重要であること。

また、文部科学省としては、別添 1 の p.6 に示す取組一覧の中でも、別添 2 に示す調査結果の活用に関する取組（報告書の作成、8 月 20 日（火）にオンライン開催する全国説明会など）を行っており、各教育委員会、学校等において積極的に活用いただきたいこと。

(2) 調査結果の取扱いに関する留意事項

調査結果の取扱いについては、令和 6 年度調査実施要領 5.（5）及び 7. に基づき、適切に行うこと。

特に、調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえ、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮すること。

3. 調査結果を踏まえた教育委員会における取組の推進について

各教育委員会においては、調査結果の分析・検証の結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、改善計画等の作成を行うことなどにより、域内の教育や教育施策の改善に向けて総合的かつ計画的な取組を進めること。

具体的には、次の事項について取り組むことが考えられること。

①調査結果において課題の見られた点を中心に、各学校における教職員の指導力の向上、指導内容や指導方法等の改善を図るための研修等を適切に実施すること。その際、別添 2 に示した各種資料等も積極的に活用すること。また、調査結果の分析・検証の結果については、教育委員会全体で共有し、小・中学校全体を通じて資質・能力を育成するため、調査実施学年以外の学年や調査実施教科以外の教科等の指導改善等にも活用すること。

②学校における具体的な改善の計画や取組に対し、学校の状況に応じて、必要な指導、助言や支援等を行うとともに、首長部局等と連携を図り、児童生徒の学習環境の充実・支援に取り組むこと。その際、特に課題が見られる学校における改善の取組を促すとともに、積極的に支援すること。

③指導内容や指導方法等の改善を推進するため、指導資料や教材の作成、教職員研修

の実施や授業研究等への支援、教職員や非常勤講師の配置等への配慮など、教育施策の改善に適切に反映させること。

- ④優れた取組を行っている学校等の事例や調査結果の分析・検証手法等の周知に努めるなど、域内における学習指導や家庭における学習習慣・生活習慣等の改善に向けた取組を推進すること。

4. 調査結果を踏まえた学校における取組の推進について

(1) 学習指導等の改善に向けた取組の推進

各学校においては、別添2に示した各種資料等も積極的に活用しながら、調査結果を分析・検証し、指導計画等に適切に反映させるなど学習指導等の改善に向けて計画的に取り組むこと。また、その際には、調査実施学年以外の学年や調査実施教科以外の教科等を対象として、学校の教育活動全体を見渡した幅広い観点から取り組むべき課題や、その改善に向けた取組について検討すること。

具体的には、次の事項について取り組むことが考えられること。

①学習指導要領の着実な実施

引き続き「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実、カリキュラム・マネジメントの充実を図ること。その際、各教科等の特質に応じて、具体的な学習内容、単元や題材などの構成、学習の場面等に応じた指導方法について研究を重ね、適切な指導方法を選択しながら、工夫して実践すること。

②ICT 機器を活用した学習活動の充実

ICT 機器を活用した学習を質・量ともに充実させていくため、調査結果を踏まえ、各学校における課題を改めて把握・分析し、学習指導等の改善に計画的に取り組むこと。

その際、1人1台端末を活用した効果的な実践例を創出・モデル化し、その実践内容を公開している、リーディング DX スクール事業のホームページ等も参照すること。

- ・「リーディング DX スクール」のホームページ

URL:<https://leadingdxschool.mext.go.jp/>

③児童生徒の豊かな心をはぐくむ取組の推進

道徳教育や特別活動、体験活動、生徒指導など学校教育全体を通じて児童生徒の豊かな心をはぐくむ取組に努めるとともに、保護者や地域等の理解と協力の下に十分に連携をとりながら、児童生徒の心のケアや基本的な学習習慣や生活習慣等の改善に向けた取組等の推進に引き続き努めること。

(2) 校内研修等の充実

調査結果において課題の見られた点を中心に、教職員の指導力の向上、指導内容や指導方法等の改善を図るため、校内研修等を適切に実施すること。その際、別添2に示した各種資料等も積極的に活用すること。また、調査結果の分析・検証の結果やそれらを通じて得られた具体的な課題などについては、学校全体で共有するとともに、小・中学校全体を通じて資質・能力を育成するため、近隣等の小学校や中学校とも共有するなどして、調査実施学年以外の学年や調査実施教科以外の教科等の指導改善等にも活用すること。

別添 1 令和 6 年度全国学力・学習状況調査の結果（概要）のポイント

URL:<http://www.nier.go.jp/24chousakekkahoukoku/report/data/24summary.pdf>

別添 2 文部科学省における全国学力・学習状況調査結果の活用に関する令和 6 年度の
取組

参考資料 令和 6 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（抜粋）

（参考） 「全国的な学力調査（全国学力・学習状況調査）」のホームページ
（文部科学省ウェブサイト）

URL:https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/index.htm

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）付学力調査室

電話 03-5253-4111（代表）内線 3726

令和6年度全国学力・学習状況調査の結果（概要）のポイント

1 令和6年度全国学力・学習状況調査の概要



文部科学省・国立教育政策研究所

別添1

調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、

全国的な児童生徒の学力や
学習状況を把握・分析し、
教育施策の成果と課題を検証し、
その改善を図る

学校における児童生徒への
学習指導の充実や
学習状況の改善等に
役立てる



そのような取組を通じて、
教育に関する継続的な
検証改善サイクルを
確立する



調査概要

調査実施日	令和6年4月18日（木）
調査対象	①児童生徒：小学校6年生、中学校3年生 ②学 校：小学校等（約19,000校）、中学校等（約10,000校）
調査事項	①児童生徒：教科調査〔国語、算数・数学〕 / 質問調査 ②学 校：質問調査
調査問題	・学習指導要領で育成を目指す、知識及び技能や思考力、判断力、表現力等を問う問題を出題。 ・各大問において「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善のメッセージを発信。
今年度の調査の特徴	・児童生徒質問調査について、全面的にオンラインによる回答方式で実施。

教科に関する 調査結果概要

全国（国公私）の平均正答数・平均正答率

小学校		中学校	
国語	算数	国語	数学
9.5/14 問 (67.8%)	10.2/16 問 (63.6%)	8.8/15 問 (58.4%)	8.5/16 問 (53.0%)



教科に関する調査結果のポイントは P.2・3

2 教科に関する調査結果（国語）

R6



- 事実と感想、意見との区別が明確でないなど、自分の考えを伝えるための書き表し方の工夫に課題が見られた。
- 自分の考えなどを記述していても、必要な情報を取り出すことや表現の効果を考えることに課題が見られた。

→小・中学校を通じた効果的な資質・能力の育成のため、記録、要約、説明、論述、話し合い等の言語活動を工夫することが重要。

小学校国語 大問2二

目的や意図に応じて、事実と感想、意見とを区別して書くなど、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫することができるかどうかをみる問題

みんな仲良し「たてわりはん」

わたしたちの学校には、1年生から6年生までのメンバーが、同じはんで活動する「たてわりはん」の取り組みがあります。「運動会」や「たてわり遊び」を通して、ちがう学年の人とも仲良くなります。

「運動会」は、「たてわりはん」ごとに赤、青、黄の色を決め、3色対こうで行います。上級生が下級生に伝えるの仕方を教えたり、下級生も楽しめるように、きょうぎの作戦を考えたりします。「みんなてつな引きをして楽しい」という2年生や、「下級生といっしょに伝えるって熱い気持ちになる」という5年生がいます。このように、「運動会」のよいところは、みんなの心が一つになるところだと思います。

「たてわり遊び」は、毎月1回、休み時間に「たてわりはん」で遊ぶ活動です。みんなが楽しめるように、6年生が、遊びたいことを下級生に聞いたり、ルールをくふうしたりします。例えば、ドッジボールでは、上級生が遠くからボールをいけるようにしています。

「たてわり遊び」に関する文章の空欄に、次の条件に合わせた内容を書く。

条件①「たてわり遊び」のよさについて考えたことを書くこと。

条件②下級生に聞いたことから言葉や文を取り上げて書くこと。

下級生に聞いたこと

- 1年生 お兄さんやお姉さんと遊べて楽しかった
- 3年生 好きな遊びや新しい友達が増えた
- 4年生 みんなが楽しそうでうれしかった

正答例

（正答率）
56.7%

「お兄さんやお姉さんと遊べて楽しかった」という1年生や、「みんなが楽しそうでうれしかった」という4年生がいます。このように、「たてわり遊び」のよいところは、学年をこえた交流ができるところだと思います。

誤答例

たてわり遊びをしている下級生の1年生は「お兄さんやお姉さんと遊べて楽しかった」や、3年生は「好きな遊びや新しい友達が増えた」と答えてくれました。このように、みんなたてわり遊びを楽しんでいました。

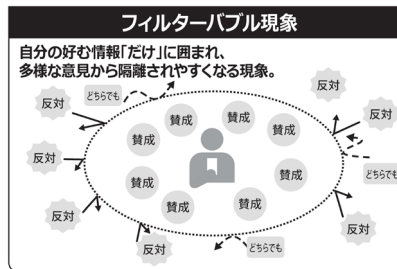


事実と感想、意見とを明確に区別せずに、事実を自分の考えのように書いて、条件①を満たせなかった児童がいた（線部分）。

中学校国語 大問1四

話し合いの話題や展開を捉えながら、他者の発言と結び付けて自分の考えをまとめることができるかどうかをみる問題

〈図〉



（文部科学省ウェブページによる。一部改変。）



山岡さん

皆さんは、【フィルターバブル現象の資料】にあるような経験がありますか。



今井さん

私の兄は、時々、インターネットで検索して本を買っているのですが、趣味にしている将棋に関する本の表示が多くなったと言っていました。これは、フィルターバブル現象が起きているということでしょうか。

（以下省略）

フィルターバブル現象の資料

「フィルターバブル現象」に関する生徒たちの話し合いを受け、自分ならどのような考えを述べるかを記述する。

条件①フィルターバブル現象の特徴について取り上げながら、これからどのように本を選びたいかを具体的に書くこと。

条件②話し合いの誰の発言と結びつけるのかが分かるように書くこと。

正答例

（正答率）
45.1%

今井さんが言うように、フィルターバブルには好みに合った本を選んで示してくれるという便利な面もあるし、藤田さんが言うように、それ以外の本に出合いにくくなることもあるので、本を選ぶときには、インターネットと図書館などを使い分けたいと思います。

誤答例

山岡さんが話してくれた、様々な人がおすすめの本を紹介しているウェブページを利用して本を選んでみたいと思いました。



話し合いの目的も踏まえ、発言においてフィルターバブル現象の特徴について取り上げるべきだが、取り上げることができず、条件①を満たせなかった生徒がいた（線部分）。

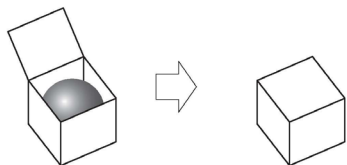
2 教科に関する調査結果（算数・数学）



- 図形や単位量当たりの大きさ（速さなど）について、深い理解を伴う知識の習得やその活用に課題が見られた。
 - 複数の集団のデータの分布の傾向を比較して捉え、判断の理由を数学的な表現を用いて説明することに課題が見られた。
- 日常生活を絡めながら、活用できる知識・技能を習得させることが重要。また、データの活用については、小学校段階からデータを言葉と数を使って表現する力を身に付けさせることが重要。

小学校算数 大問3(3)

球の直径の長さや立方体の一辺の長さの関係を捉え、立方体の体積の求め方を式に表すことができるかどうかをみる問題



直径22cmの球の形をしたボールがぴったり入る立方体の体積を求める式を書く。

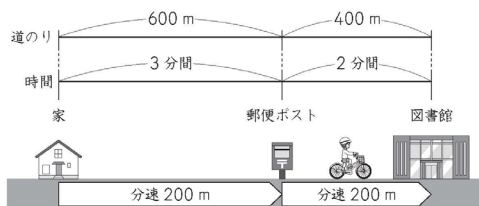


深い理解を伴う知識の習得ができておらず、体積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察できていない児童がいた。

正答	22×22×22
正答率	36.9%
誤答例	①22×22 ②22×3.14など 3.14を用いた式 ③22×6 等

小学校算数 大問4(4)

速さの意味について理解しているかどうかをみる問題



家から郵便ポストまで分速200m、郵便ポストから図書館まで分速200mのとき、家から図書館までは分速何mかを求める。



速さなどの単位量当たりの大きさの意味や表し方についての理解に課題がある児童がいた。

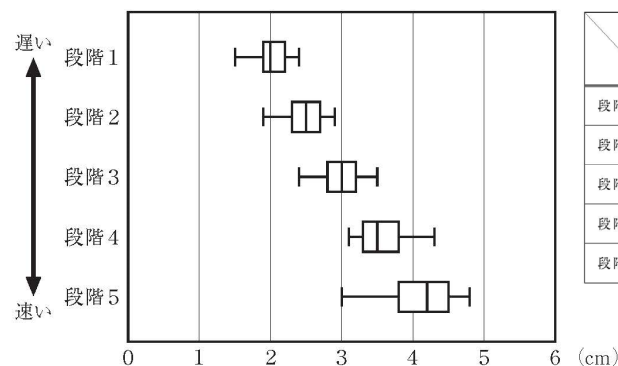
正答	分速200m
正答率	54.4%
誤答例	①分速400m (24.3%) ②分速1000m (3.1%)

中学校数学 大問7(2)

複数の集団のデータの分布の傾向を比較して読み取り、判断の理由を数学的な表現を用いて説明することができるかどうかをみる問題

車型ロボットの進んだ距離について、「速さが段階1から段階5まで、だんだん速くなるにつれて、進んだ距離が長くなる傾向にある」と主張することができる理由を、進んだ距離の分布の5つの箱ひげ図を比較して説明する。

【進んだ距離の分布】



	10 cm の位置から進んだ距離 (cm)				
	最小値	第1四分位数	中央値	第3四分位数	最大値
段階1	1.5	1.9	2.0	2.2	2.4
段階2	1.9	2.3	2.5	2.7	2.9
段階3	2.4	2.8	3.0	3.2	3.5
段階4	3.1	3.3	3.5	3.8	4.3
段階5	3.0	3.8	4.2	4.5	4.8

正答例

正答率
26.4%

誤答例

速さが段階1から段階5まで、だんだん速くなるにつれて、箱ひげ図の箱の位置が右側にずれていっている。

- ・ 段階1と段階5を比べると約2倍の差がある。
- ・ 段階が速いと箱ひげ図は3cmよりも後ろにあるが、段階が遅いと前にかたまっている。



複数の箱ひげ図を比較して、データの分布の傾向について判断した理由を説明することに課題がある生徒がいた。

3 質問調査結果（児童生徒、学校）①

R6

※ □内の数字は相関係数

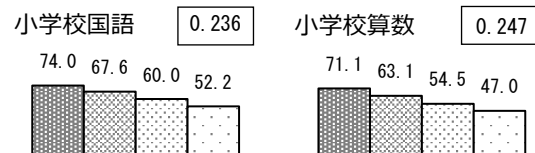
学習指導要領の趣旨を踏まえた取組

- ◆ 「主体的・対話的で深い学び」に取り組んだと考える児童生徒ほど、各教科の正答率や挑戦心・自己有用感・幸福感等が高く、自分で学び方を考え工夫している。

児童生徒質問「課題の解決に向けて自分から取り組んだ」の選択肢ごとの教科の正答率

課題の解決に向けて自分から取り組んだ

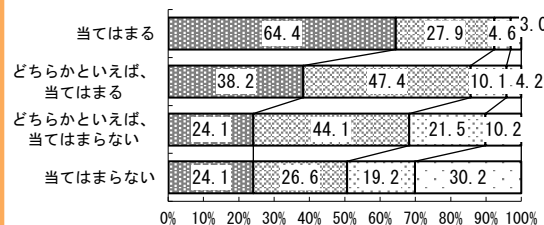
■ 当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまる
□ どちらかといえば、当てはまらない □ 当てはまらない



児童生徒質問「課題の解決に向けて自分から取り組んだ」と児童生徒質問「自分にはよいところがあると思う」のクロス集計

小学校		自分には、よいところがあると思う
課題の解決に向けて自分から取り組んだ	① 当てはまる	0.313
	② どちらかといえば、当てはまる	
	③ どちらかといえば、当てはまらない	
	④ 当てはまらない	

課題の解決に向けて自分から取り組んだ



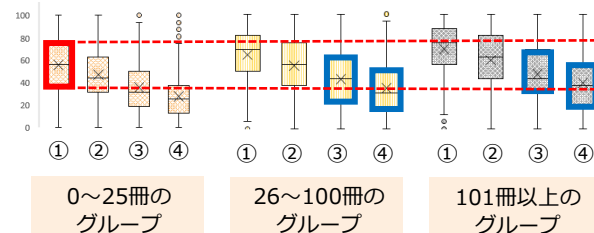
- ◆ 低いSES（社会経済的背景）でも「主体的・対話的で深い学び」に取り組んだ児童生徒は、高いSESで取り組めていない者よりも各教科の正答率が高い。

SES（社会経済的背景）別に見た「課題の解決に向けて自分から取り組んだ」の選択肢ごとの教科の正答率

課題の解決に向けて自分から取り組んだ

① 当てはまる ② どちらかといえば、当てはまる
③ どちらかといえば、当てはまらない ④ 当てはまらない

中学校数学



例えば、中学校数学では、低SESグループ（本が0~25冊）で主体的・対話的で深い学びの質問に「①」と回答した生徒の箱ひげ図の箱は、中SESグループ（本が26~100冊）で「③」「④」と回答した生徒及び高SESグループ（本が101冊以上）で「③」「④」と回答した生徒の箱より上の位置（正答率が高い位置）にある。

（注）中・高SESグループの箱ひげ図のうち、低SESグループで「①」と回答した児童生徒の箱ひげ図の箱（赤枠）の第1四分位又は第3四分位を下回っているものの箱に青枠を付している。

- ◆ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の両方に取り組んだ児童生徒グループは、他のグループに比べて、各教科の正答率や授業の理解度、挑戦心・自己有用感・幸福感等が高い。

児童生徒質問「個別最適な学び」「協働的な学び」の回答状況と教科の正答率

個別最適な学び

[授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていましたか。]

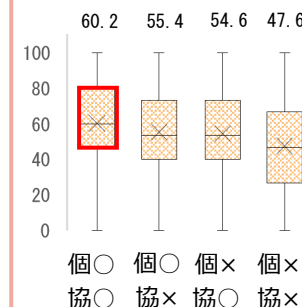
○ 当てはまる（又は）どちらかといえば、当てはまる
× どちらかといえば、当てはまらない（又は）当てはまらない

協働的な学び

[授業や学校生活では、友達や周りの人の考えを大切にして、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいますか。]

○ 当てはまる（又は）どちらかといえば、当てはまる
× どちらかといえば、当てはまらない（又は）当てはまらない

中学校国語



個別最適な学び・協働的な学びの両方に取り組んだグループ（個○協○）の正答率を表す箱ひげ図の箱（赤枠）が最も上の位置（正答率が高い位置）にある。

3 質問調査結果（児童生徒、学校）②

※ 内の数字は相関係数

ICT機器の活用

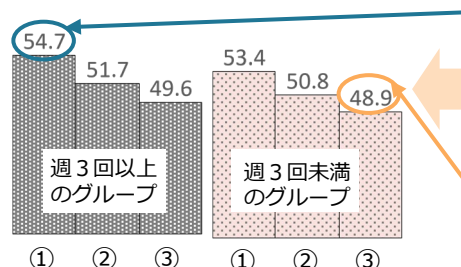
- ICT機器を「ほぼ毎日」「週3回以上」活用する学校は、**小学校93%**（前年比3ポイント増）、**中学校91%**（前年比4ポイント増）。
- 課題解決に取り組む学習活動を行っている学校ほど、**考えをまとめ、発表・表現する場面**でICTを活用している。その両方に取り組んだ学校グループの児童生徒は、それ以外のグループよりも**各教科の正答率**が高い。

発表場面でのICT活用頻度別に見た学校質問【課題解決に向けて話し合い、まとめ、表現する学習活動】の選択肢ごとの教科の正答率

課題解決に向けて話し合い、まとめ、表現する学習活動

- ① 当てはまる ② どちらかといえば、当てはまる
③ どちらかといえば、当てはまらない（又は）当てはまらない

中学校数学



発表場面でのICT活用頻度が週3回以上で、課題解決の学習活動の質問に「当てはまる」と回答した学校の生徒の平均正答率は**54.7%**。

発表場面でのICT活用頻度が週3回未満で、課題解決の学習活動の質問に「どちらかといえば、当てはまらない」又は「当てはまらない」と回答した学校の生徒の平均正答率は**48.9%**。

- 該当者のいる学校の7割以上で、授業配信を含め、ICT機器を活用した**不登校児童生徒の学習活動等の支援**が行われている。

- 約**9割**の児童生徒が、以下のような**ICT機器活用の効力感**を感じている。
 - 分からないことがあった時に、すぐ調べることができる
 - 画像や動画、音声等を活用することで、学習内容がよく分かる
 - 友達と考えを共有したり比べたりしやすくなる

- ICT機器活用の効力感が高い児童生徒ほど、**挑戦心・自己有用感・幸福感**等が高い。

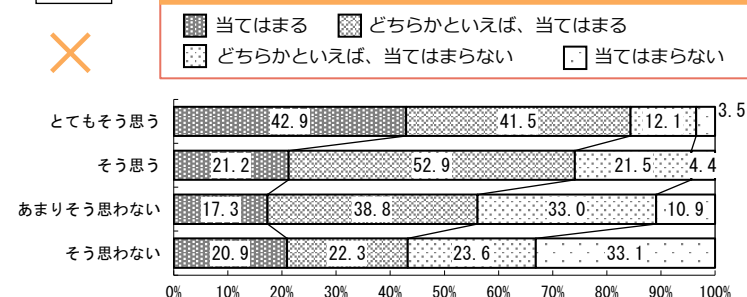
児童生徒質問【ICT活用で友達と考え共有・比較しやすくなる】と児童生徒質問【自分と違う考えについて考えるのは楽しい】のクロス集計

小学校

0.283

自分と違う考えについて考えるのは楽しい

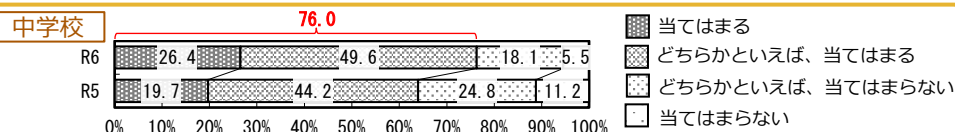
ICT活用で友達と
考え共有・比較し
やすくなる



挑戦心・自己有用感・幸福感等

- 「地域や社会をよくするために何かしてみたいか」の質問に肯定的に回答した児童生徒は、小学校で84%（前年比7ポイント増）、中学校で76%（前年比12ポイント増）。

中学校



学校外での過ごし方

- 学校の授業時間以外の勉強時間は、小・中学生とも**令和3年度以降、平日、休日いずれも減少傾向**。

- テレビゲーム***をする時間は小・中学生とも**横ばい**、**SNS・動画視聴**の時間は、小学生は横ばい、**中学生は微増**の傾向。

*コンピュータゲーム、携帯式のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームも含む。

1 調査結果を活用した追加分析等

○ 令和6年度までの調査の結果を活用した追加分析

- ・ 全国学力・学習状況調査の目的の達成に資するため、大学等の研究機関等の専門的な知見を活用した高度な分析に関する調査研究を委託にて実施。

○ 個票データの貸与

- ・ 大学等の研究者による多様な学術研究の分析等を促進するため、個票データ等の貸与を実施。

2 学習指導要領の着実な実施

○ 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

- ・ 学習指導要領の趣旨・内容の周知・徹底（各都道府県等の指導主事を対象とした協議会の開催）。
- ・ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた取組を進めている学校の好事例を周知。
- ・ 学力向上やカリキュラム・マネジメントに関する成果のとりまとめ・周知。
- ・ 初等中等教育段階からの理数系教育に興味・関心をもつ人材の育成を推進するため、令和6年度より「理数好きな児童・生徒を育てる探究学習推進プラン」を実施。

○ 指導改善に資する情報提供等（国立教育政策研究所）

- ・ 報告書（授業アイデア例を含む）を作成し、国立教育政策研究所のWebサイトに掲載（教育委員会や学校等で学習指導の改善・充実を図る際に活用）。
- ・ 全国説明会（各教育委員会、教員養成大学等対象）を開催し、学習指導の改善・充実のポイントを解説（令和6年8月20日（火）オンライン開催）。
- ・ オンラインなども活用しながら、学力調査官等による教育委員会や学校への指導・助言を実施。
- ・ 令和5年度の全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて、中学校英語の指導事例集を作成し、Webサイトに掲載（令和7年3月頃を予定）。

3 児童生徒の豊かな心をはぐくむ取組の推進

- ・ 道徳教育や特別活動、体験活動、生徒指導など学校教育活動全体を通じて児童生徒の豊かな心をはぐくむ取組を推進。
- ・ 保護者等を対象とした子供のインターネット等の適切な利用について理解を深める取組を推進。

4 GIGAスクール構想の更なる取組の推進

○ 自治体・学校への伴走支援の取組

- ・ GIGA StuDX推進チームによる研修の実施、自治体の課題に応じた支援の提案。
- ・ リーディングDXスクール事業において、効果的な実践例を創出・モデル化し、その横展開の推進。
- ・ 国費による学校DX戦略アドバイザーの派遣等による支援。
- ・ 学校種別の授業動画など、切れ目のない研修コンテンツの提供。

○ 学校のICT環境整備の推進

- ・ 更なる活用に向け、端末の着実な更新や学校のネットワークの改善を推進。

○ 校務DXの推進

- ・ 令和6年から3年程度を集中取組期間と位置付け、校務DXにより教職員の働き方改革や教育活動の高度化等を推進。

○ 学校のICT環境を活用した取組

- ・ 1人1台端末を活用した児童生徒の悩みや不安の早期発見・支援を推進するとともに、ICTを活用した学習も含め、不登校児童生徒が行った学習の成果を成績に反映することができることを法令上明確化するための法令改正を実施予定。
- ・ 特別な支援を要する児童生徒に対するICT機器を活用した指導方法を、教員が模擬授業などの演習を通じて体験的に学ぶ機会の提供。
- ・ 外国人児童生徒等に対するICTを活用した日本語指導等を実施する自治体を補助事業により支援。

5 教師を取り巻く環境整備

- ・ 学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進。
- ・ 小学校における35人学級の計画的整備や高学年教科担任制の強化等のための教職員定数の改善、教員業務支援員の全小・中学校への配置等の支援スタッフの充実に係る支援。
- ・ 管理職のマネジメント力強化を含む研修の充実。
- ・ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組の推進。

文部科学省における全国学力・学習状況調査結果の活用に関する令和 6 年度の取組

別添 1 の P. 6「取組一覧」のうち、調査結果の活用に関する文部科学省及び国立教育政策研究所の取組の詳細をお知らせします。

別添 1 P. 6「1 調査結果を活用した追加分析等」関係

1. 本調査の結果を活用した追加分析

児童生徒の学力や学習状況を把握し、教育施策や指導の改善を図るとともに、児童生徒の学習状況の改善に役立てるため、文部科学省において大学等の研究機関の専門的な知見を活用した高度な分析に関する調査研究等の追加分析を実施し、各教育委員会等に周知する等その成果の普及を図る。

(参考) 令和 5 年度 学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究 成果報告書

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/1416304_00010.html

別添 1 P. 6「2 学習指導要領の着実な実施」関係

1. 調査結果の分析・検証や教育指導等の改善の取組に資する資料の作成・配付等

(1) 調査問題に関する解説資料の作成・配信

調査問題の出題の趣旨や学習指導に当たっての参考事項などを示した「令和 6 年度全国学力・学習状況調査 解説資料」(令和 6 年 4 月国立教育政策研究所教育課程研究センター)を作成し、国立教育政策研究所のウェブサイトに掲載するとともに、各教育委員会、学校等にデータで配信。

(参考)

URL : <https://www.nier.go.jp/24chousa/24chousa.htm>

(2) 教科調査の結果に関する報告書の作成・公表

教科調査について、設問ごとに全国的な分析結果や指導改善のポイント等を示した「令和 6 年度全国学力・学習状況調査 報告書【速報版】」(令和 6 年 7 月文部科学省・国立教育政策研究所)等を作成し、公表。また、授業の改善・充実に資するよう、「授業アイディア例」を掲載し、調査結果の課題分析と課題の解決を図る事例を一体的に示している。報告書【確定版】については、本年 8 月 19 日以降に国立教育政策研究所のウェブサイトに掲載する予定。

なお、本調査の結果の分析にあたっては、平均正答数、平均正答率のみならず、中央値、標準偏差等の数値や分布の状況を表すグラフの形状など他の情報と合わせて総合的に結果を分析、評価することが必要である。また、個々の問題や領域等に注目して学習指導上の課題を把握・分析し、児童生徒一人一人の学習改善や学習意欲の向上につなげることも重要である。

(参考)

URL : <https://www.nier.go.jp/24chousakekkahoukoku/>

(3) 質問調査の結果に関する報告書の作成・公表

質問調査について、質問項目ごとに全国的な経年変化や、教科の平均正答率等とのクロス集計とその分析結果を示した「令和 6 年度全国学力・学習状況調査 報告書【質

問調査】【速報版】」（令和6年7月文部科学省・国立教育政策研究所）等を作成し、公表。報告書【確定版】については、本年8月19日以降に国立教育政策研究所のウェブサイトに掲載する予定。

ただし、クロス集計については、相関関係が見られるかを分析したものであり、因果関係を示したものではないことや、質問調査の回答が特定の選択肢に偏っている項目の場合は正答率との相関関係が表れにくいことなどに留意する等、データから読み取れる内容と実際の状況とをよく照らし合わせて分析することが重要である。

(参考)

URL：<https://www.nier.go.jp/24chousakekkahoukoku/>

2. 本調査の結果を踏まえた学習指導の改善・充実に向けた説明会の開催

本調査の結果を踏まえた学習指導の改善・充実に図る際の参考となるよう、「令和6年度全国学力・学習状況調査の調査結果を踏まえた学習指導の改善・充実に向けた説明会」を、本年8月20日にオンラインで開催し、教科調査の問題の趣旨、結果概要、指導改善のポイント等や、質問調査の結果概要について説明する。また、都道府県教育委員会等の要請に応じ、教育委員会、学校等に対してオンラインなども活用し、国立教育政策研究所の学力調査官等による指導・助言を行う。

3. 国立教育政策研究所が行う教育課程実践検証協力校事業における検証

国立教育政策研究所が行う教育課程実践検証協力校において、児童生徒が学習に取り組む様子の観察等を通じて、学習指導上の様々な実践を客観的に検証することや全国的な学力調査等と学習の実現状況を相補的に捉えることにより、教育課程の基準の改善充実等に必要となる情報の収集等を行う。

令和6年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（抜粋）

(令和5年12月21日 文部科学事務次官決定)

5. 調査結果の取扱い

（前略）また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

（4）調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

（ア）各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

（イ）各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの学習指導等の改善に向けて取り組むこと。

（ウ）各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

（エ）文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。

（ア）文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の解答状況及び児童生徒質問調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校コードごとに、各教科の平均正答数等、児童生徒質問調査の回答割合及び学校質問調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

（イ）各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。

① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること

② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

（5）調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

（ア）都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。

- ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表(市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。)を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法(例えば、教育事務所単位の状況の公表等)で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

- ③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

- ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

- ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

- ③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第6号の規定を根

拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

- (イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

7. 留意事項

(1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

- ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないこととする。
- イ 各教育委員会及び学校等においては、調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。
- (ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
- (イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者指名し、適切に実施体制を整備すること。
- (ウ) 教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。
- (エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
- (カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
- (キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。